松本看護大学·松本短期大学

研究活動の不正行為に関する取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、松本看護大学及び松本短期大学(以下「本学」という。)に おける研究活動の不正行為(以下「不正行為」という。)に関する取扱いについ て必要な事項を定め、研究活動の公正性を厳正に確保することを目的とする。

(内規)

- 第2条 不正行為に関する次の各号に関する項目については別途内規にて定める ものとする。
- (1) 不正行為の定義
- (2)研究者の定義、責務
- (3) 不正防止のための体制
- (4) 告発、調査の体制・方法
- (5) 不正行為等の認定
- (6) その他、不正行為に関する事項

(事務)

第3条 この規程に関する事務は、法人事務局が担当する。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、学長が理事長に上申し、理事会の議を経て理事長が行う。

附則

- この規程は、平成28年5月20日から施行する。
- この規程は、平成31年4月 1日から一部改正し施行する。
- この規程は、令和 3年4月 1日から一部改正し施行する。